

原爆症認定を申請される方々へ

厚生労働省

- 原爆症認定申請につきましては、平成20年4月より「新しい審査の方針」に基づき、鋭意審査を進めておりますが、現在、たくさんの申請をいただいております。審査の結果が出るまでに時間をいただいているところです。
- より早く審査の結果をお伝えするため、審査に必要な書類を別紙に表記しておりますので（申請される病気によって違います）、申請に際しては医療機関の先生にご相談いただきますようお願いいたします。
- 厚生労働省では、書類がそろった段階で、順次、専門家の先生方の審査会に御意見をお聴きしていますので、予め書類を揃えて提出していただくことが、早い審査につながります。ご協力をお願いいたします。
- なお、別紙の書類は典型例として表記したものですので、申請者の方々の個々の状況によっては、更に追加で書類の提出をお願いすることもございます。何卒御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「食道がん」「胃がん」「大腸がん」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査の報告書
- ②内視鏡検査等の報告書
- ③画像診断等の報告書
- ④当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑤手術の所見に関する報告書

「乳がん」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査の報告書
- ②画像診断等の報告書
- ③当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ④手術の所見に関する報告書

「卵巣がん」「尿路系がん」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査の報告書
- ②画像診断等の報告書
- ③腫瘍マーカー等の検査の報告書
- ④当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑤手術の所見に関する報告書

「甲状腺がん」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査(又は病理細胞検査)の報告書
- ②画像診断等の報告書
- ③腫瘍マーカー、甲状腺ホルモン等の検査の報告書
- ④当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑤手術の所見に関する報告書

「肺がん」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査(又は病理細胞検査)の報告書
- ②画像診断等の報告書
- ③内視鏡検査等の報告書
- ④腫瘍マーカー等の検査の報告書
- ⑤当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑥手術の所見に関する報告書
- ⑦喫煙歴、鉱夫の職業経験など肺がんの発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子がある場合の生活歴、職業歴等の内容、状況等に関する医師の所見

「肝臓がん」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査の報告書
- ②画像診断等の報告書
- ③腫瘍マーカー、肝炎ウイルスマーカー等の検査の報告書
- ④当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑤手術の所見に関する報告書
- ⑥輸血歴、手術歴等の治療歴、飲酒歴等の生活歴など肝臓がんの発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子がある場合の治療歴、生活歴等の内容、状況等に関する医師の所見

「皮膚がん」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査の報告書
- ②当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ③手術の所見に関する報告書

「上記以外のがん」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①病理組織検査(又は病理細胞検査)の報告書
- ②その他診断の根拠となった検査の報告書
- ③画像診断等の報告書
- ④当該疾病に対して行っている具体的な治療内容

「白血病」を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①骨髄穿刺時の骨髄像の所見に関する報告書
- ②特殊染色検査、細胞表面形質検査等の報告書
- ③当該疾病に対して行っている具体的な治療内容

※「多発性骨髄腫」を申請疾病とする場合は下記も追加

- ・病期に対する主治医の意見及びその根拠となる検査の報告書
- ・M 蛋白の存在を明らかにする検査の報告書

「副甲状腺機能亢進症」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①自覚症状に関する医師の所見
- ②他覚症状に関する医師の所見
(骨粗鬆症、結石などがあれば検査の報告書などを添えて)
- ③PTH の検査の報告書 (intact PTH 値が好ましい)
- ④経時的な血清 Ca や P 値の推移がわかる資料
- ⑤続発性であることを否定する資料
(BUN、クレアチニン等の腎機能検査の報告書など)
- ⑥当該疾病等の診断の根拠となった画像検査の報告書
- ⑦当該疾病に対して行っている具体的な治療内容
- ⑧手術を受けている場合の病理組織検査の報告書、術後の PTH 値、Ca と P 値 がわかる資料

「放射線白内障」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

①視力検査結果が明らかになる資料

(カルテの写しなどを用いてください)

(現在の裸眼視力及び矯正視力、屈折などが明らかになるようにしてください)

②細隙灯顕微鏡検査の写真かスライド

(水晶体の混濁の位置が明確になるようにしてください)

(撮影設備がない場合は他の医療機関で撮影してください)

(検査施行においては散瞳して行ってください)

③眼底所見が明らかになる資料に関する検査報告書

(カルテの写しなどを用いてください)

(検査施行においては散瞳して行ってください)

④糖尿病、副甲状腺機能亢進症等の罹患歴、ステロイドの長期投与等の治療歴など白内障の発生に影響を及ぼす可能性のある場合の罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関する医師の所見

⑤眼内レンズ挿入術を行った場合は術前の①②③の資料

⑥初診時のカルテの写し

⑦申請時のカルテの写し

「放射線起因性が認められる心筋梗塞」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①心電図検査の報告書
- ②トロポニン、CK-MB 等の血液検査の報告書
- ③冠動脈造影検査、左室造影検査の報告書
- ④画像診断等の報告書（胸部 X 線検査、心臓超音波検査等）
- ⑤心機能検査の報告書（心筋シンチグラム、負荷心電図等）
- ⑥冠動脈バイパス手術、経皮的冠動脈形成術時の手術の所見に関する報告書
- ⑦冠血管危険因子の有無を明らかにする資料
（看護サマリー、入院サマリーの写しなどを用いて）
- ⑧冠血管危険因子の存在が認められる場合の当該罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関する医師の所見

「上記以外の疾病」

を申請疾病とする場合に審査に必要な書類

- ①当該疾病の診断根拠となった検査、画像診断又は病理診断その他検査結果に関する報告書
- ②当該疾病に対して行っている具体的な治療内容